

# 茨木市議会報告会資料

茨木市議会

## 質疑応答

- 防災対策について…………… 1
- 茨木市の教育 ～学力向上の取り組みについて～ …… 5
- 保健医療に関する施策について…………… 9
- これからのまちづくりに関わるプロジェクトについて…………… 14

## 参考資料

- 防災行政無線の屋外拡声器について（茨木市危機管理課資料より） …… 4
- ホール施設、コロキウム・ラーニングスタジオおよび音楽練習施設の利用料金…………… 23

●防災対策について

防災対策について	
問	答
<p>集中豪雨等の浸水対策として、現有の水路では、昨今のゲリラ的豪雨に対応しきれず、浸水被害が相次いでいるが、現有水路の機能向上と雨水管等の整備はどうなっているのか。</p>	<p>浸水対策に対しては、分流式下水道区域の現有水路は、下水道の雨水排除施設として重要な役割を果たしているため、下水道計画との整合性を図りながら、浸水被害の多い地域から雨水管の整備とともに改修等に取り組んでいる。また、過去の経緯を踏まえ土のう備蓄等に努めている。</p>
<p>消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が改正され、今後、ますます本市においても消防団の方々に更なる訓練等をお願いすることになるが、消防団の処遇の実態は適正なのか。</p>	<p>消防団員の適正な処遇改善を行い、団員の確保と訓練の充実を図っていききたい。そのことにより、近い将来、発生が懸念されている南海トラフ地震やゲリラ豪雨等の洪水、土砂災害等に対応できるよう、災害対応能力の向上を図る。また、これらの災害等に対応した資材、機材の整備についても今後ますますの強化を図っていく。</p>
<p>本市内建物の耐震化対応策について、他市町村と比較し、本市内の耐震化率は同様な現況にあるのか、また、今後どのように耐震化率の一層の向上を図るのか。</p>	<p>市内全ての建築物の耐震化率については、平成24年度の調査時点で住宅80.4パーセント、特定建築物80.1パーセントと推測している。また、今後とも耐震化促進補助制度の一層の拡充や大阪府に新たな促進補助制度創設を要請し耐震化率を早急に上げたい。</p>
<p>市民が利用しやすい、そして、市民にわかりやすい、また、内容に関しても従来版では欠落していた必要部分も加えた市民に必要な新ハザードマップを喫緊に作成し、配布する必要があると考えるがいかがか。</p>	<p>多様な視点に配慮した防災ハンドブックをこれまでの大震災の教訓、また、関係機関や当事者からの意見も聴取し、女性や子ども、高齢者、障害者、外国人等の多様なニーズに応えるように対象者別に必要な備えや対応、支援方法などを掲載する。また、配布先は家庭だけではなく、関係機関は勿論のこと、出前講座や地域の防災訓練などで配布し、いざというときに支援の輪が広がるようにする。</p>

防災対策について	
問	答
<p>実際に大規模災害が発生した場合、行政側だけですべての救命救助、避難所運営、復旧作業等ができる訳はなく、市内、各地域での自主防災組織を中心とした市民活動が必要だ。現在の行政と自主防災組織との協議等の現状及び、市内各地域のすべてに自主防災組織は存在しているのか。</p>	<p>これまでから年度当初に連絡会議を開催し、情報交換や顔の見える関係づくりに努めている。今後は、未結成地域にも参考としてもらえるよう、既存の自主防災組織の防災活動の成功事例を発表してもらおう。また、シリーズで研修会等を開催し、自主防災組織の女性リーダーを育成し、女性の参画を促進する。</p>
<p>実際に大規模災害等が発生した場合、自分自身だけでは避難等が困難な方々の住所や氏名、人数等を把握し、記載された要支援者名簿の作成や、配布は完了しているのか。また、未作成ならいつ頃、どのような名簿を作成するのか。</p>	<p>災害対策基本法改定により、市町村に災害時避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられたので、これまでの要支援者名簿を整理するため危機管理部署が中心となり、教育部門・福祉部門・消防本部等と打ち合わせ中である。また、今後は自主防災組織など支援組織が即座に対応できるよう、当事者の同意を頂き、情報を事前に保管してもらえる体制作りを進めたい。</p>
<p>実際に避難準備や避難勧告が発令された場合、避難所の場所を示す、指定避難所の案内看板はどのような状況になっているのか。また、看板以外にどのような方法で市民の方々に避難所の場所の周知を図っているのか。</p>	<p>市内全域を対象として、避難所へ誘導するための看板を避難所周辺に原則2か所ずつ整備し、近隣住民への周知を行っている。また、茨木市のホームページ、茨木市作成の各種刊行物、地域防災マップ等に避難場所を掲載及び記載して市民への周知を図っている。また、防災メール等も利用して可能な限り早い段階での情報発信に努めている。今後も更に情報発信に努めたい。</p>
<p>災害発生後の避難所での生活で、通常の方での辛い避難生活環境の中、特に災害弱者等への生活環境についてはどのような現状なのか、尚、災害弱者と呼ばれる方々への配慮はどのようにしているのか。また、今後の改善点や改善実施はどのようにしているのか</p>	<p>災害弱者等の配慮については、これまでの災害の教訓から、避難所での子どもや女性を含む災害弱者への配慮が特に必要と考える。ローズ WAM 等の施設については、災害時においても子どもや女性への配慮の視点を持って活用できるよう、地域防災計画の改訂やマニュアルの作成時に、ふさわしい役割が担えるように努める。</p>

防災対策について	
問	答
<p>大災害に備え、市民の皆様に一週間分の飲料水や食料の備蓄をお願いするように願いたい。既に何らかの発信、掲載、通知等は済んでいるのか。また、地域防災計画に基づき、備蓄食料、医薬品、医療資機材等を備蓄し、年次計画に基づき更新、品目の見直しをしているとのことだが、現在の備蓄はいかほどか。</p>	<p>先ず、1週間分の飲用水や食料を各家庭に備蓄の促進をお願いする啓発記事を早急に市ホームページに掲載予定である。次に、備蓄品の年次計画と被害想定については、備蓄品においては賞味期限や使用期限により年次計画を作成し、備蓄品の見直しと更新をしている。また、医療資機材については、災害の被害が想定される有馬高槻地震による避難所生活者数2万5,804人を基準にして、地域防災計画に基づく重要物資として、アルファ化米2万7,500食、高齢者食1,000食、粉ミルク400缶、毛布1万枚、おむつ5,000枚、生理用品3万8,000個などの他に本市独自の品目も現在備蓄している。</p>
<p>洪水・内水ハザードマップは適正な内容で事前に市民に災害の危険性を周知するものと考え、マップに記載された内容を見ると全体的に想定以上の過大な表現になっており、ほとんどの市民は正しく認知、理解ができないと考えるがいかがか。</p>	<p>200年確率を採用した理由については、平常時から住民の自助・共助の意識を高め、命を守るための避難行動につなげてもらうことが、洪水・内水ハザードマップの作成、配布の目的であり、最悪の事態を想定しておけば、いかなる状況にも対応可能と考えるからである。また、浸水想定は国又は都道府県の責任において行われ、市町村はそれを受けて住民に周知することになっているので茨木市独自での想定確率雨量の判断はしていない。</p>
<p>防災科学技術研究所によると先日の広島市の豪雨は「バックビルディング型形成」による線上降水帯の形成が原因と発表されているが、これは、条件がそろえば日本中のどこでも起こり得るといわれているが、本市での対応策はいかがか。</p>	<p>茨木市においても、山地部を中心に土砂災害警戒区域や土砂災害特別災害区域に指定されている地域があるため、広島のような土砂災害が発生する可能性はあると認識している。広島での災害を教訓として、早めの避難情報の発令や多様な方法での住民への情報提供など、土砂災害対策の更なる強化に努めたい。</p>

## 防災行政無線の屋外拡声器について

### 1 屋外拡声器について

茨木市では、防災行政無線の再構築（デジタル化）に伴い、災害発生時の市民の皆さまへの災害情報伝達手段の多重化及び避難所との連絡手段の確保を目的として、公共施設を中心に屋外拡声器の整備を進めており、現在、40か所に設置しております。

屋外拡声器では、災害時における市からの避難情報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報など国民保護に関する情報等を放送します。

### 2 設置箇所一覧（平成26年10月15日現在）

1	茨木小学校	11	大池小学校	21	庄栄小学校	31	彩都西小学校
2	春日小学校	12	豊川小学校	22	沢池小学校	32	東中学校
3	春日丘小学校	13	中津小学校	23	畑田小学校	33	三島中学校
4	三島小学校	14	東小学校	24	山手台小学校	34	東雲中学校
5	中条小学校	15	水尾小学校	25	耳原小学校	35	天王中学校
6	玉櫛小学校	16	郡山小学校	26	穂積小学校	36	平田中学校
7	安威小学校	17	太田小学校	27	白川小学校	37	太田中学校
8	玉島小学校	18	天王小学校	28	東奈良小学校	38	清溪公民館
9	福井小学校	19	葦原小学校	29	西小学校	39	大字車作
10	清溪小学校	20	郡小学校	30	西河原小学校	40	大字下音羽

●茨木市の教育 ～学力向上の取り組みについて～

保幼小中連携教育について	
問	答
<p>学力テストの状況調査の結果の説明と課題について</p>	<p>茨木っ子プラン22と茨木っ子ステップアッププラン25の実施前と比較すると、小学校では、プラン実施前の19年度は、全国平均に対してプラス6.1ポイントであったのが、6年かけてプラス17.3ポイントになったので、11.2ポイントの上昇がみられた。中学校では、プラン実施前の19年度は、全国平均に対してマイナス4.8ポイントと全国を下回っていたのが、6年かけてプラス8.7ポイントになったので、13.5ポイントの上昇がみられた。</p> <p>中1ギャップ解消の取組、学力面で授業のあり方、勉強のやり方について、小中学校間の取組格差を解消するため、小中学校の連携した学びを作っていくことが今後の課題であるという認識が示された。</p>
<p>茨木っ子プラン22、茨木っ子ステップアッププラン25の6年間の課題をどのように捉え、生きる力と夢を育む教育に反映されていくのか。また、成果についても、次の計画にどのように発展させていくのか、その中で、小1プロブレムや中1ギャップの解消の取り組みが課題となっているが、保幼小中連携教育推進協議会の果たす役割は</p>	<p>茨木っ子ジャンプアッププラン28について、次期3か年計画では、体力の向上傾向が見られない小・中学校間で、学力向上の結果に差があるという、これまでの課題の解消を図るとともに、学力の向上やゆめ力等の育成に成果のあった取り組みをさらに充実させていく。新たに設置する保幼小中連携推進協議会では、中学校卒業時点ですべき力を明確にし、保育所、幼稚園、小学校、中学校が連続性と系統性のある教育を推進することができるよう協議していく。</p>
<p>現在の課題や連携の目的について。また、市内に多数ある民間保育園、幼稚園も視野に入れるべき</p>	<p>入学後の子どもたちが学校不適合を起こす小1プロブレム、中1ギャップといった課題が本市でも見られる状況に対し、連続した計画のもと、継続的な保育や指導を行うことで、段差解消を目指す。私立保育園、</p>

	幼稚園については、就学前の引き継ぎ体験入学などをともに行うとともに、合同研修会の実施や適切な情報提供に努めていく。
徳育、道徳教育というものも取り入れていただきたい	すべての授業のベースは子どもたちのつながり・集団であるので、集団づくりをするためには当然、そのための規範、道徳的意識というのが必要である。そういう意味において、次の計画についても道徳教育を大切にして作成していきたいと考えている。
これまでの取り組みを検証して、課題をどのように捉えておられるのか	学習面では、中学校の平均正答率が小学校に比べて低いことや、学校間格差があること。また、徳育の面では、中学校における本市が独自に設定した、ゆめ力、自分力、つながり力、学び力の中で、自分力以外の数値が小学校に比べて低いことが課題と捉えている。これらの課題解決に向けて、小・中学校間の一貫した取り組みが必要と考えている。
保幼小中連携の取り組みの効果が出る時期のめどについて	3年サイクルで考えている。検証して次につなげたい。

学校図書館支援員の配置について	
問	答
モデル校をどのように選び、どこに決定したか	希望する学校から選択、小学校3校（穂積、天王、豊川）、中学校2校（養精、東）が決定。
図書館支援員の資格は	司書または司書教諭免許を持っている方。
活動内容は	環境整備の充実や、児童生徒の支援、司書教諭や他の教員の授業支援等。その結果、学校図書館の活性化が行われ、実際に活気が出ている。
図書の充足率は	小学校で96%、中学校で100.7%
具体的に何を目的とし、どのようなことを行うか	児童・生徒の思考力や表現力を高め、豊かな学力の育成を進めることを目的とし、授業中や休み時間の開館時間の子どもたちへ

	の支援を想定。
学校図書を選定方法は	各学校の先生方に選定いただき、学校教育推進課で中身のチェックをしたうえで購入。
読書と学力との関係について	毎年の全国学力・学習状況調査の中に相関関係も結果として返ってきている。読書をしている子どもたちの正答率が高い状況にある。
学校図書館支援員の全校配置について、その職務内容と何を強化するのか。また、学校図書ボランティアとのかかわりについて	学校図書館支援員については、学校図書館支援員が各校の司書教諭の指示のもと、学校図書館の開館業務、環境整備や事業支援を行うことで、子どもの読書活動を推進する読書センターとしての機能や、調べ学習を支援する学習情報センターとしての機能をより充実させることができる。また、図書館ボランティアと連携し、活動をコーディネートすることで、学校図書館の活性化につながる。
モデル校の取組成果は	<p>「図書室に来る子どもの数がふえた」</p> <p>「図書を活用した事業が充実した」</p> <p>「図書館が子どもたちにとって親しみやすいものになった」</p> <p>全国学力テスト（4月実施）結果比較で、読書が好きと答えた子どもが、全国平均では約7割に対して、モデル校では8割を越す回答。また、読書を全くしない、1週間一度も本を読まないという子どもは、全国平均が、小学校が約2割に対し、モデル校では3.7%、中学校では全国平均が約4割に対し、モデル校では27.4%という結果で、読書好き、本に親しむという点において効果が出ている。</p>
モデル校の課題は	教員との打ち合わせの時間の確保が難しい。
ガイドラインの内容は	学校図書館運営の基本的な業務、図書室のパソコンの取り扱い、中央図書館との連携

	<p>方法など必要な内容をまとめる他、留意点として、図書館担当の教員や支援員、図書館ボランティアとの連携等、役割分担も含める。</p>
--	---

●保健医療に関する施策について

救急医療体制について	
問	答
市内の医療、救急についての認識と目指すべき姿をどのように考えているか。	平成25年度の救急市内搬送率は39.5%で、他市へ依存している状態であるため、市内2次救急医療機関の救急受入体制の整備を支援する補助金制度を実施し、市内搬送率50%を目指すとともに、医療スタッフ等を充実させることにより、救急受入率の向上とともに経営状況の改善につなげ、市内医療体制の強化に結びつける
市内救急医療体制確保のための民間医療機関助成制度を打ち出された。今後とも、三師会等、医療関係者との協力関係を緊密にし、必要な支援を市として取り組むべきであると考えがどうか。	体制整備の促進を図るため、補助制度を実施するが、救急医療機関との連携を図っていく必要があると考えており、定期的に会議を開催し、情報収集や意見交換を行っていく。
3次救急の受け入れ拒否の影響や実態について、市長の認識と見解はどうか。また、府に対して、安全・安心の3次救急の一層の体制確保と2次救急の医療体制確保に向けた支援の強化を求めるべきであると考えが、市の見解はどうか。	受け入れ拒否の実態については、本市は三島救急センター等の立地に恵まれており、そのような影響や実態はない。救急医療体制の確保に向けた府の支援について、2次及び3次救急医療体制の整備は、本来、府の役割なので、安全・安心な救急医療体制の整備を図るため、府に対し救急医療機関への一層の支援を求めていく。
茨木市保健医療センター附属急病診療所における小児科診療は、身近な急病時の駆け込み的存在としても、重要な意義を持つ診療機関である。三島医療圏域での広域的な救急医療機関との連携も保ちつつ、やはり市内での基礎となる小児科の診療は継続するか、内科診療科目での初期診療での小児受け入れを市の財政的動向強化を含めて、研究、検討すべきであると考えがどうか。	三島圏域での小児救急の広域化は、小児科医の確保という課題解決を図るとともに、病状を伝えられない乳幼児でも専門医師の指示のもと、充実した検査設備のある診療所で、適切な診療が受けられるよう開始したものである。したがって、急病診療所で小児科を継続することや、内科医師によって小児の診療を行うことは考えていない。
本市で働いてくれる医療従事者の更なる確保についてどうか。	医療従事者の確保のための取り組みについて、平成26年度から市内医療機関の救急受入率の向上を目指し、医師をはじめとする医

	<p>療従事者の確保など、体制整備の促進を図るために2次救急医療機関に対する補助制度を実施している。また、市内の医療従事者不足については、大変深刻な問題として認識しているので、現在、大学病院に出向いて、派遣をお願いしているが、今後とも、積極的に確保に努めていく。</p>
<p>大学病院など拠点となる先進医療施設が近隣自治体より手薄になっている歴史は、医療施策を考える上で受けとめなければならない前提の事実である。その上で、近隣自治体との広域連携を考えると同時に、財政的に可能な範囲で医療施設の誘致も本市にとって有意義な施策と考えるがどうか。</p>	<p>医療体制の整備については、基本的には府が三島圏域全体で考えていく方針であり、市民にとって、医療体制の充実が安心感が増すことになると考えている。しかしながら、医療施設の誘致については、病院が転出する市の影響や市内の既設病院への影響、また、本市の財政負担の可能性など、さまざまな課題があると考えている。したがって、市としては、市民の安全・安心の確保に向け、市内病院の体制の充実を第一義に対応していきたい。</p>
<p>市内2次救急医療機関への支援について、事業内容と受入体制確保の目標をどのように考えているか</p>	<p>救急受入件数に応じて1件当たり1万円の補助を行い、過去2年間の平均実績を上回った分については、1件当たり4万4千円に増額するほか、市が指定した診療科目を新設した場合、1科目あたり500万円を補助する。また、小児2次救急の受け入れを通年で実施する市内2次医療機関には2100万円を補助する。さらに、平成25年度、39.5%であった市内の救急搬送率を50%以上にすることを目標にする。</p>
<p><b>特定健診、各種がん検診について</b></p>	
<p><b>問</b></p>	<p><b>答</b></p>
<p>特定健康診査やがん検診等の未受診者の解消のための取り組みはについてどうするか。数値目標を明確にして取り組んでいくことが重要だと考えるがどうか。</p>	<p>未受診者の解消を図るための取り組みについては、特定健康診査では郵送や電話による受診勧奨を行っており、がん検診では、平成26年度に、乳がん検診、子宮頸がん検診において、未受診者へのコール・リコールを実</p>

	<p>施していく。計画を進めるに当たって、数値目標の設定は重要と考えており、特定健診では特定健診等実施計画において健診受診率を、がん検診では、健康いばらき21・食育推進計画において「がんの予防及び早期発見に関心を持つ人の割合」を、それぞれ平成29年度まで目標を設定していく。</p>
<p>特定健康診査について、無料にするが、これにより受診率はどの程度向上すると考えているのか。受診を阻害する原因は費用面だけなのか。例えば、どの年代の受診率が低いのか、健康に対する意識はどのようなかなど、未受診の原因を調査、分析し、課題を明らかにして、具体的な対策を講じる必要があると考えるがどうか。特定健診、また乳がん、子宮がんなど、他の検診の未受診の原因についての調査、分析はされているのか。されているならば、その分析について、示されたい。</p>	<p>特定健診の自己負担無料化の効果について、府内で無料化を実施している市を参考にすると、受診率が3、4%向上するのではないかと見込んでいる。特定健診の未受診の原因については、電話による受診勧奨の聞き取り調査によると、治療中のため病院にかかっている、費用負担が発生するなどである。また、乳がん、子宮頸がんなどのがん検診については、職場等での受診状況が把握できないこともあり、正確な未受診理由の把握はできていないが、一般的に受診への抵抗感があるのではないかと考えが、受診率向上を図るために健診の大切さの周知をはじめ、さまざまな対策を講じていきたい。</p>
<p>特定健診自己負担無料化は歓迎するが、各種がん検診の自己負担無料化ないし無料対象の拡大や、国の指針を超えた検診対象年齢の拡大などに、今後とも一層取り組むべきであるとするが市長の認識と見解はどうか。</p>	<p>がん検診の自己負担無料化及び検診対象年齢の拡大について、がん検診については、70歳以上、生活保護世帯、市民税非課税世帯の方は無料となっており、拡大する考えはない。また、がん検診は国の指針に、種類、対象年齢、回数等が定められており、これに基づき実施している為、拡大は考えていない。</p>
<p>特定健康診査は、平成23年度が27.9%、24年度が29.8%と低い受診率が続いているが、それに対する市の認識と直近5年間で行われた年度ごとの受診率アップの為の取り組みと、各々の年度の受診率はどうか。</p>	<p>特定健康診査受診率向上の取り組みについて、特定健康診査の受診率は上昇傾向にあるが3割に達しておらず、健康推進の必要性をさらに周知する必要があると認識している。受診率向上のための取り組みとしては、未受診者への個別の受診勧奨通知を平成22年</p>

	<p>度に1回、23年度、24年度に2回送付し、さらに電話による受診勧奨を平成24年度、25年度に実施している。また、平成25年度には、健康受診の必要性をわかりやすく説明した健康ガイドの全戸配布や保健師の訪問による受診勧奨を実施している。近年、5年間の受診率は、平成20年度から順に24.7%、25.7%、28.1%、27.9%、29.8%となっている。</p>
<p>現状よりも受診率の向上を目指すならば、1つの方法として、現状のような40歳以上に限定するのではなく、雇用形態が多様化する中、年に1度の健康診断を受けることができない形態で働く40歳以下の人にも無料で受診ができるようにしてはどうか。</p>	<p>40歳未満の人については、特定健診の対象ではないので、受診料500円で健診を実施しているが、今後、受診率の向上や経費負担の面から、無料化も研究していく。</p>
<p>若年層は先にピロリ菌を除菌しておけば、将来にわたって胃がんはもちろん胃潰瘍などの多くの胃の病気を防ぐことができると言われている。中学生を対象に尿中のピロリ菌検査をしてはどうか</p>	<p>今後、実施市の取組内容を参考に、効果や経費負担などを研究していく。</p>
<p><b>健康寿命を延ばす取り組みについて</b></p>	
<p>問</p>	<p>答</p>
<p>着実に市民の健康寿命を延ばすために、健康づくりを推進する条例や健康マイレージのような取り組みを取り入れてはどうか。</p>	<p>健康づくりを推進するための条例制定や健康マイレージ等の取り組みについては、実施市の取組内容を参考にし、その効果などを研究していく。</p>
<p>療養や介護を必要とする人の激増により、医療費の増加や介護給付費の増加が他の福祉施策の財源にも大きな影響を与えざるを得ない事態となることが容易に推測される。行政として、医療費と介護保険給付費を抑止することに有効な、保健師活動という手段を最大限に活用するための施策の展開を本格的に行う必要があると考えるが、市の見解は</p>	<p>介護認定あるいは医療費の抑制は喫緊の課題であり、この総合福祉計画の中に、一定の要介護の削減、あるいはそれによる医療費の削減等、一定の目標を決めている。そのために保健師が訪問しての生活指導することは大きな役目を果たしている。ひいてはその人件費を引いても、損得勘定で言うのもおかしいが、介護保険を1割減らすと同じくらい約13億円ぐらいの年間削減になる。もちろん、いわゆる国民健康保険にしても、非常に</p>

	<p>そういう意味で、医療費の抑制についても、例えばジェネリックを使うとか、そんなことも含めて、保健師の役目が重要になってくるのではないかと。今後、総合福祉計画の中で十分に、早急に検討をさせていたく。</p>
<p>医食同源をキーワードに施策を展開すれば、健康ブームの現在、まちのイメージアップにつながると考えるが、見解はどうか。</p> <p>市民の健康を考える上で、西洋医学的施策だけではなく、社会的にも認知され、かつ国家資格となっている鍼灸など、東洋医学的施策を有効に活用すべきと考えるが、見解はどうか。</p>	<p>医食同源をキーワードにした施策の展開についてであるが、医食同源とは日頃からバランスのとれた食事をとることで、病気を予防し治療するという考え方であり、本市においても、これまで生活習慣病の予防のため、食育推進に取り組んでいる。今後もこの考え方を活かしていく東洋医学的施策の有効活用については、西洋医学だけでは解決しにくい病気や症状に対して効果が期待できるため、診療や調剤のほか、療養費として保険診療が適用されるものと認識しているが、そのような施策は国において講じられるものであり、市としては、東洋医学の施策を講じる考えはない。</p>
<p>現在、実施している特定健康診査、各種がん検診による早期発見、早期対応、介護予防事業への参加等の促進をすることが、健康な市民をふやしていく根本的な取り組みである。さらにこれらを推進するためには地区保健師の活動が重要であるが、活動状況についてはどうか。健康アンケート結果から介護予防事業への参加を促進することにより、健康な市民を増やしていくことが最も重要である。</p>	<p>昨年6月から特定保健指導未受講者への受講勧奨、生活習慣病が重症化するリスクの高い人で医療機関にかかっていない方に治療を受けていただく受診勧奨、生活習慣を改善するための保健指導をそれぞれ行っている。さらに、10月からは、健康アンケートの結果から、健診未受診者で健康の不安を感じている方を対象に健診の受診や介護予防事業への参加の勧奨を行うなど、積極的に市民の健康の保持増進に努めている。</p>
<p>介護予防事業の状況についてどのような取り組みをしているか</p>	<p>介護予防については、生活機能の低下が見られる2次予防事業対象者の家庭を訪問し、運動、口腔、栄養などの介護予防事業の紹介や教室への参加を勧奨している。</p>

●これからのまちづくりに関わるプロジェクトについて

立命館開学、JR茨木駅周辺整備に関わって	
問	答
<p>JR西口バスロータリーの再整備、産業道路とエキスポロードが交わる西駅前交差点の横断バリアフリー化の早期実現が望まれるが、どのように進めていくのか。</p> <p>府道も含めて安全・安心なまちづくりを推進するために、府との連携を図るべきだと思うが、いかがか。</p> <p>また、立命館大学開学に伴う利用者の利便性向上のため、JR茨木駅と南茨木駅や大阪モノレール宇野辺駅の動線の整備が必要ではないかと考えるがいかがか。</p>	<p>JR西口の再整備は、駅前広場区域内の改良について交通事業者と協議中であり、今後は交通管理者や地元関係者との協議を進め、整備案を定めていく。西駅前交差点のバリアフリー化には、バリアフリー基本構想を策定するための協議会において検討していきたいと考えており、大阪府とも積極的に連携を図っていく。</p> <p>JR茨木駅と阪急南茨木駅、大阪モノレール宇野辺駅の動線については、今年度策定する総合交通戦略においても、立命館大学の開学を受けた新たなバス路線の設置などの動線整備が、市民や通勤、通学者の利便性向上と交通結節機能強化につながるか等について、交通事業者と協議を進めるとしており、今後、協議検討を進めていく。</p>
<p>立命館大学開校まで残すところ1年、施政方針でも、「産学連携による新たな事業展開を促進」とある。商工会議所が立命館敷地内に移転することも協議中であり、今後ますますの産官学連携が期待される。立命館大学と本市、市民、あるいは市内事業所との連携事業で現在決定している事業があるのか。</p>	<p>立命館大学とは、今年度、いばらき光の回廊、まちづくり寺子屋、まちづくり塾等について連携し、事業を進めているが、引き続き商工会議所も含め、協議、連携を進めていく。</p>
<p>立命館大学茨木移転計画に対する市の支援施策具体化と共同事業実施に当たっては、市と大学の常設協議機関を設立し、徹底的な情報公開のもとで広く市民の意見を募り、市民的合意形成が得られる形で協議を進め、市の負担額と市民への影響額を最小限にとどめるとともに、ホールなど大学と市民の共同利用施設の運営については、市民が期待する利用が確保できるよう、市と大学共同の管理組織設立を検討すべきと考えるがいかがか。</p>	<p>開学支援等については、市が責任を持って立命館大学と協議を進めてきたもので、国庫補助金の活用による市負担の軽減も図っている。また、施設の市民利用の確保については、大学と協定等を締結し、適切に進めているので、いずれも機関、組織の設立は考えていない。</p>

<p>立命館大学の進出に伴い、JR茨木駅東口周辺は大きく変わろうとしている。一方、JR茨木駅西口側は、バス停の場所や駅周辺の建物の老朽化、繁雑に発生する渋滞など課題が多くある。また、万博公園にできる、新しいガンバ大阪の競技場や大型のアウトレットモール、娯楽施設など、吹田市地域ではありながらアクセスに関しては、JR茨木駅西口が大きな役割を担うことになる。新しい人の流れに対応するためにも、JR茨木駅西口の再整備の対応についてのお考えと現時点での取り組みについて、聞かせていただきたい。</p>	<p>JR茨木駅西口周辺整備については、万博開催にあわせ整備をしたもので、通過交通の流入、バリアフリーへの対応、駅前ビルの老朽化等の課題に加え、万博跡地で計画されているプロジェクト等の影響も考えられることから、安全、便利でにぎわいのある空間となるよう、駅前広場だけでなく、周辺も含めた再整備が必要だと認識している。そうしたことから、24年度より具体的な検討に着手をしており、現在、交通事業者や駅前ビルの地権者との協議を行っている。</p>
<p>立命館大学市民開放施設について、いよいよ27年春の開学に向け、本市では、市民開放施設の利用に関する交渉が大詰めに入っていると伺っているが、その交渉内容について。大小のホール、図書館、音楽練習施設、産学連携施設、レストラン等が整備される予定で、特に大ホールは演劇やコンサート、コンベンションホールとしてもクオリティの高いものになると聞いているが、どのようなものになるのか。</p> <p>市民利用については現在交渉中とのことだが、現在、本市や文化振興財団が市民会館で実施している事業について、利用可能なかどうか、使用時期等を立命館側と調整し、実施することはできるのか、また利用制限はあるのか。あわせて、市民利用についても利用条件や優先予約などがあるのか。</p> <p>また、市民開放施設は、本市においては生涯学習や市民交流、産学連携の拠点としての期待をするものですが、広く市民に親しまれるためにはそのネーミングが重要だと考えるが、どのように決定されるのか。</p>	<p>市民開放施設の大ホールについては、席数が1,000名規模、フルオーケストラ等にも対応ができ、また、さまざまな用途に応じた音響設計など、他のキャンパスにはないグレードのホールになると大学から聞いている。</p> <p>次に、市民利用等の交渉状況などについて、平成25年3月29日に市民開放施設内に整備する施設、各施設の市民利用の考え方、一般よりも低額な市民料金の設定等の基本的な考え方について、市民開放施設の市民利用に関する確認書として、市と大学で文書を交わしており、具体的な市民料金についても、26年2月に大学と合意し、内容を報告させていただいた。</p> <p>市や文化振興財団が主催等で実施する事業については、使用時期も含め、事前に調整を行い、優先的に利用予約が行えることを確認している。利用制限については、図書館等を含め、施設全体として教育、研究活動の支障になると判断される場合としている。</p> <p>また、市民の利用条件については、市内在住、在勤、在学、また市内の事業者等と定義をしている。実際に利用される場合は、市外の方が利用される場合に比べ優先的に</p>

	<p>予約ができ、かつ5割から7割の安価な市民料金で利用できることを確認している。現在は詳細な施設の予約方法、利用開始時期等について、継続的に協議を行っているところである。</p> <p>市民開放施設のネーミングについて、名称については、まだ未定だが、大学が市と協議の上、決定をすることとなっている。条件として、市民が施設に親しみを持つことができ、利用しやすいこと、また、茨木市と大学の連携の象徴であることを基本的な視点として検討するよう、大学に要請しているところである。</p>
<p>立命館大学の市民開放施設への茨木商工会議所施設の入居について。</p> <p>国への当該地区の都市再生整備計画の整備方針文書には、本市は、「産官学民の連携による知的交流拠点の形成」、「大学のキャンパス整備をインパクトとし地域と共に創る開かれた知的交流拠点をめざし、市民の学習意欲を喚起し、市内大学や市内企業、市民等の交流機会を創出するために、市内大学と茨木市が連携し、共同運営する『(仮)産学交流センター』を整備する」、「市内大学や市内企業等による各種研究会や情報の共有、セミナー開催や市民が利用できる生涯学習講座等が行える拠点として整備する」としている。この方針からして、大学と商工会議所の両者の利害が一致したとはいえ、大学がわざわざ市民開放スペースから除外して、商工会議所を恒久的に入居させることは問題があると考えられる。</p> <p>このスペースも国への当初の交付申請どおり、産官学民の連携による知的交流拠点の形成にふさわしい施設にすべきである。立命館の関係者が日本商工会議所に問い合わせたところ、全国で誘致大学施設の市民開放スペースに地域の商工会議所本体が丸ごと入居した例はないそうだ。大学が商工</p>	<p>立命館の市民開放施設に会議所が立地することについての市の基本的な見解ということだが、今後の社会、特に経済活動を考えていく場合に、さまざまな主体の連携なり交流が非常に重要になってくると考えている。立命館の大阪茨木キャンパスに立地する学部については、ご承知のとおり政策科学部と経営学部と。特に産業分野なり社会科学の分野とする学術研究拠点となる。</p> <p>会議所がその施設の中で立地をすることによって、こういう実務レベルでの産学連携であるとか、より密接で有効な連携が実施されるということで、その産学連携、また地域の経済の発展、活力の増進につながるものと、市としても期待をしている。</p> <p>商工会議所の入居については、計画が起こった段階、割と早い段階から、会議所のほうから立命館に、この施設の中に入居をして一緒に産学連携なり地域の交流の活動をしていきたいという申し出があった。先ほども申しあげたとおり、今後のまちづくり、地域の産業政策上も非常に有効であるということで、立命館としても期待をされてきた。</p> <p>この面積の関係、支援の枠組みだが、冒</p>

<p>会議所に恒久的に施設を貸与することについて、本市の認識と見解を伺う。</p> <p>市の議会説明資料では、商工会議所入居部分は大学の社会連携スペースと表示されているが、このスペースは市民開放施設や地域交流センターに含まれているのか。同じく市資料では、商工会議所設置にかかわる部分は市民開放施設に対する市の補助の対象としていないとのことだが、市は覚書第2条の、施設の建築費の2分の1を上限とする、ただし当該財政支援額は30億円を超えないとする、図書館スペースに15億円、地域交流センタースペースに15億円のスキームに影響はないとしているが、その理解でいいのか。さらに、入居スペースが市の補助の対象になっていないことをわざわざ表記する意図はどこにあるのか。</p> <p>商工会議所入居スペースは、平成25年2月26日付、国への交付金申請書類では、各種ホールとともに地方都市リノベーション推進施設、官民複合施設、地域交流センターとして位置づけられている。しかし、その後の申請では、商工会議所スペースは地域交流センタースペースから除外したと聞いている。第4回の変更申請はあったのか。その年月日とともに、除外したのは大学の意向に沿ったものだと理解する、その理由と経過について。</p> <p>また、市民開放施設建設費負担金30億円の内訳について、現状は市負担最大24.3億円、国費5.7億円と聞いている。用地費にかかわる国費の21.2億円も含めて、国費の建設費負担金5.7億円の理由と経過について。</p>	<p>頭に申しあげたとおり、当初から含めていない。いわゆる図書館の部分とホール等の交流部分、これもおおむね1対1ということなので、当初想定をした15、15ということに大きく変化はしていない。</p> <p>市の補助の対象になっていないと、わざわざ表記するということだが、補助の対象にしている理由は、この部分については会議所が常時利用する、いわゆる市民利用のスペースでないということで、市の支援の対象にしているということである。</p> <p>国の補助額だが、これは地方都市リノベーション事業という補助を活用しているが、これについては、図書館等の教育文化施設に係る部分と、ホール等の交流センターに係る部分、実は2つの補助があそこで受けられることになっている。補助制度上は、用地、建物合わせて補助基本額が、それぞれ最大で21億円。</p> <p>用地については、会議所に係る部分を除いて補助基本額が約24億9,000万円となっており、その2分の1の約12億4,600万円に、別途国が設けた、臨時的な措置として実施をされた、地域の元気臨時交付金約8億1,000万円を加えて、国の支援額、補助額としては20億5,600万円程度。</p> <p>建物については、先ほど申しあげました施設ごとに21億円の上限があり、そこから用地分を差し引いて、42億から24.9億円を差し引いて17.1億円、建物については3分の2が補助基本額になる。だから、補助基本額が11.4億円で、これの2分の1の5.7億円という形になっている。</p>
<p>文化芸術ホールについて、同種同規模の立命館市民開放施設の活用状況を考慮に入れた上で、本市にふさわしい文化芸術ホール建設を推進するほうが、新しい館の運営のリスクを抑えることができると考える。</p>	<p>同種同様の施設建設のリスクとその解消について、立命館大学市民開放施設のホールについては、その施設の活用について現在調整をしており、阪急茨木市駅東口の文化芸術ホールの活用は、文化振興施策推進</p>

<p>本市の市税を 30 億円かけて立命館市民開放施設を建設するが、その活用状況を考慮に入れて、新しい文化芸術ホールの運営リスクを回避するべく、事業計画、スケジュール等を再考するべきと考えるが、いかがか。</p>	<p>委員会の文化芸術ホール建設基本構想専門部会のご意見を聞きながら調整していきたいと考えている。</p>
<p>立命館大学市民開放施設について、ホールの設計前に、本市と大学でどのような協議をされたのか。本市が伝えた依頼や希望はどのようなものか。</p> <p>9月議会で報告を受けた内容によると、市民利用の予約は半年前となっている。これでは、舞踊や演劇など大道具を使用する舞台の準備期間としては無理があると思うがいかがか。</p> <p>現在の市民会館、ドリームホールの実態把握はなされているのか。また、実態把握した内容は大学との事前協議にどのように活かされているのか。</p>	<p>協議内容については、ソフト面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民利用については市内在勤・在学者、市内企業も利用対象とすること。</li> <li>・料金設定、利用時間、予約時期など市の他の施設との均衡を配慮すること。</li> <li>・他の市内大学施設との均衡の配慮。</li> <li>・他の立命館大学キャンパスより市民が利用しやすい条件とすること。</li> </ul> <p>などを基本的な方針として、協議を続けている。</p> <p>ハード面では、大ホールの舞台の大きさ、音響への配慮、平土間ホールの給排水設備の確保、などを要望してきた。</p> <p>そのうえで、現在両者が確認しているのは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在勤・在学者、市内企業も市民とする。</li> <li>・8～22時の利用時間とする。</li> <li>・他の立命館大学キャンパスでは行っていない市民料金を設定する。</li> </ul> <p>などである。</p> <p>ハード面では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大ホールを音楽や講演など多様な用途に対応できるようにする。</li> <li>・前に拡張できる可動式の席の設置により市民会館より若干奥行きを深くする。</li> <li>・音楽専門ホール並みの音響、遮音性の確保。</li> <li>・平土間ホールの分割利用、給排水設備の対応。</li> </ul> <p>などである。</p> <p>市民利用のホール実態把握については、本市を含め、同規模の他の自治体、民間の料金や利用可能時間を把握し、本市大ホール、ドリームホールの市内、市外の利用件</p>

	<p>数、ジャンル別の件数把握、過去3年間連続して利用している団体、市や文化振興財団関連についての実施時期や参加人数について調査把握を行った。把握内容と先ほど述べた基本的な方針をあわせて、大学と協議を重ねている。</p> <p>市民利用の予約可能時期は、一般利用より有利な時期としているが、大学の行事、教育研究活動等の日程が決定する時期を考えると、6か月より前にするのは難しいというのが大学の判断である。</p>
--	--

(仮称) JR総持寺駅と周辺開発について	
問	答
<p>JR総持寺新駅建設について、市の負担額をより一層抑えられるよう、JR西日本をはじめ、関係各機関と再協議をすること、駅周辺地域開発については、開発業者の負担を一層求めていくとともに、駅前周辺地域の用途変更については、周辺環境への影響を抑制するため、準商業地域ではなく住居系地域に改めること、駅前周辺整備や東芝工場跡地整備などについては、地域住民の願うまちづくりを進めるために、住民との協働を積極的に進め、市民参加によるまちづくり協議機関を設置し、周辺住民とともにまちの魅力、活力を引き出し、利便性向上に資する計画づくりを進めていくべきである。また、市道庄中央線をはじめ、周辺の交通環境整備に向けて、住民の合意のもと、積極的に進めるべきだと考えるがいかがか。</p>	<p>JR総持寺新駅周辺の用途地域については、住居系地域へ変更する考えはない。負担割合については、平成23年7月29日に本市、JR西日本、ディベロッパー間で締結した基本協定書等で定めている。また、市民参加によるまちづくり協議機関を設置する考えはないが、市民の利便性の向上に可能な限り努めていきたい。</p> <p>また、東芝工場跡地開発では、工事に当たっては周辺住民等への説明会等が開催されるが、スマートコミュニティに参画する事業者と住民や周辺地域との連携が重要なので、事業進捗に応じて、さまざまな対応がなされるものと考えている。</p> <p>市道庄中央線や(仮称)JR総持寺駅周辺の交通環境整備について、住民の理解と協力を得るための説明会を行いながら進めている。</p>
<p>JR新駅設置を阪急総持寺駅も含めた総合的なまちづくりのチャンスとして捉え、まちの魅力向上、活力アップにつなげなければならないと考えるがいかがか。</p>	<p>(仮称)JR総持寺駅の設置が阪急総持寺駅を含めた、地域のにぎわい創出と魅力増進の契機と捉え、両駅を連絡する道路整備等を進めるなど、地域の暮らしを支える拠点づくりに取り組んでいく。</p>

<p>J R総持寺新駅の周辺整備について、どのような整備をお考えか、内容を示してほしい。また、計画の実施のために課題となるのはどのようなことか。</p> <p>J R新駅と阪急総持寺駅との間の乗り継ぎなど、連携についてはどのように考えているか。</p>	<p>(仮称) J R総持寺駅周辺整備については、駅設置とあわせて民間開発事業者とも協力して、駅前広場やアクセス道路等の整備を進めるほか、庄中央線の拡幅に取り組んでいるが、地権者等のご理解、ご協力が必要である。また、大阪府と協力をして、府道総持寺駅前線の整備、阪急総持寺駅前の交通広場についても検討し、両駅間のネットワークを強化して、地域の活性化につなげていきたいと考えている。</p>
--	---

彩都地区について	
問	答
<p>彩都東部地区において、平成 27 年の事業着手に向けて、都市計画変更や土地区画整理事業計画の認可手続が進められるとのことだが、どの地域を区画整理され、その規模はどれくらいなのか。企業の誘致の可能性はどのようになっているのか。</p>	<p>新名神高速道路や安威川ダムに近い約 50 ヘクタールの地域と、山麓線整備の推進に寄与する約 30 ヘクタールの 2 つの地域において、土地所有者による検討が本格化しており、事業着手に向け、都市計画などの手続を進めていくことになると考えている。両地域とも企業の誘致が具体的に決まっているものではないが、物流系産業の立地ニーズが高いと考えている。</p>
<p>解散した国際文化公園都市株式会社の清算については、徹底した情報公開のもと、教訓と責任を明らかにし、最大限の市出資金回収を図るべき。中部地区の開発については、大型物流施設の立地による交通渋滞と大気汚染対策を確立すべき。乱開発と多額の税金投入を伴う民間による東部地区開発の事業化はきっぱり中止し、里山と自然保全の方策を検討すべき。また、いよいよ 13 年度で彩都関連の道路整備を含む関連公共施設整備の国補助制度も終了する。その後の茨木市事業主体の山麓線整備についての認識と見解を求める。</p> <p>さらに、機構や法人の土地利用が停滞する西部地域のまちづくりに向けては、彩都協議会に個人地権者、新住民を参画させ、</p>	<p>国際文化公園都市株式会社については、その設立目的である彩都のシンボルゾーン形成に対して、一定の成果を果たしてきたと認識しており、その清算手続については、関係法令に基づき適正に行われるものと考えている。</p> <p>彩都中部地区については、事業の施行者である都市再生機構により、周辺環境への影響の検討が行われ、当初計画と比較して大きな変化はなく、環境基準を下回っているとのこと。東部地区については、彩都東部地区検討会で取りまとめられたまちづくりの方向性などに基づき、平成 27 年の一部エリアでの事業着手に向けて、大阪府等の関係者と連携して取り組んでいく。</p> <p>今後の山麓線整備については、中部地区</p>

<p>IT、高齢化、エコロジーなど、新たな宅地需要を呼び起こす方策の検討に取り組み、西部地区の公共公益施設建設は必要度と緊急度を精査しつつ、まちの成熟度にあわせて計画的に取り組むよう求める。また、国に事業破綻の責任をとらせ、過去の地方自治体の関連事業や、新たに発行する地方債や立てかえ金の返済期間延長や利子額を補填させるべきだが、いかがか。</p>	<p>への重要なアクセスをはじめ、市域山麓部の東西交通を円滑にするため、社会資本整備総合交付金を継続して活用し、整備を進めていく。</p> <p>西部地区については、大阪府や都市再生機構等の関係者と連携のもと、良好なまちづくりが進められ、事業の最終段階を迎えており、彩都建設推進協議会に個人地権者や住民を参画させる考えはない。また、公共公益施設は、市街地開発の状況や財政状況等を踏まえ整備してきており、ほぼ完了している。これらのことから、国に対して、事業の責任や地方債等の返還期間延長及び利子額の補填を求める考えはない。</p>
--	--

安威川ダムについて	
問	答
<p>交流、観光において、茨木市には文化遺産や特産品、景勝地など数多くの誇るべき財産が存在するが、人を呼び込むための特化した特徴や魅力をさらに押し出すことが必要ではないか。安威川ダム周辺整備など、新しいプロジェクトを起爆剤にして、本市の魅力を発信し、広く全国から茨木市へと呼び込む施策を行うことが本市の発展に大きく寄与すると考える。例えば、川端康成文学賞を創設し、全国からエッセー等の作品を募って表彰する。また、山間部に宿泊施設を拡充し、山の魅力に満ちた田舎体験を行うなど、選ばれる、魅力あるまちにするためのメニューを提案するなど、茨木の魅力を発信していただきたいと思うが、いかがか。</p>	<p>多数の観光資源を活用し、本市の魅力を発信していくことは重要なことだと考えている。川端康成文学賞の創設については、川端康成記念会にも同名の文学賞があることから難しいと考えているが、一昨年前から川端康成文学館で俳句コンクールを行っており、全国から応募していただいている。また、山間部の宿泊施設の活用について、現在、観光協会では、「隠れキリシタンの遺物発見の地を巡るコース」、「茨木北部と桜を愉しむコース」などの観光コースを実施しており、市内外からの方に山間部を観光していただく中で、忍頂寺の竜王山荘の活用をしていただいている。</p>
<p>大規模プロジェクトにかかわって、安威川流域の治水について、専門家は、安威川の本川の改修は進んでおり、堤防補強が実施されれば、100年に1回規模程度の洪水は完全に流下できる。しかし、支流、茨</p>	<p>安威川の治水対策については、河川改修のみで100年確率降雨に対応するには、巨額の経費と時間を要することから、専門家による検証を経た上で、大阪府において、50ミリ対応の河川改修とダムの建設をあわ</p>

<p>木川、大正川の改修が遅れており、ダムができてでも安全性は確保されない。したがって、本川の堤防補強、支流の改修及び堤防補強を優先実施し、ダム本体工事は凍結するのが望ましいと述べている。安威川ダム計画は再検討し、安威川本川、支川を含む流域全体の洪水防止能力強化のため、ハイブリッド堤防など、本川の堤防強化と支川の改修及び堤防強化で、ダムによらない治水対策に転換すべき。こうした治水方法への転換は、地元の中小業者への仕事と雇用を直接ふやす効果も大いに期待でき、茨木市の経済活性化のためにも決断すべきだが見解は。</p>	<p>せて行うこととなったものである。</p>
---	-------------------------

新名神について	
問	答
<p>大規模プロジェクトにかかわって、新名神高速道路と周辺整備について、住環境、自然環境の破壊、さらに名神高速道路の拡幅、大山崎インターチェンジの完成、今後の人口動向から見ても、必要性に乏しい新名神高速道路計画は中止するよう関係機関に働きかけ、周辺環境整備や地元活性化は、大型開発依存、呼び込み型ではなく、住民参加で本来の魅力、活力を引き出す事業を展開する方向に転換すべき。</p>	<p>新名神高速道路建設が現行の名神高速道路を補完し合うことで、高速性、定時性や安全性の確保だけでなく、災害発生時の迂回路としても重要な役割を果たすものである。本市域では、既に用地買収が完了して、工事も進んでいる状況にあり、新名神高速道路の建設中止を求める考えはない。</p>

ホール施設、コロキウム・ラーニングスタジオおよび音楽練習施設の利用料金

(単位:円、税別)

施設	備品	区分	8時~12時 (4h)	13時~17時 (4h)	18時~22時 (4h)
グランドホール (大ホール)	備品なし	平日	63,000	63,000	87,750
		平日長時間①	112,000		
		平日長時間②		134,000	
		平日長時間③	190,000		
		土日祝	70,000	70,000	97,500
		土日祝長時間①	126,000		
		土日祝長時間②		150,750	
	土日祝長時間③	213,750			
	備品込み	平日	72,000	72,000	104,400
		平日長時間①	128,000		
		平日長時間②		156,800	
		平日長時間③	220,800		
		土日祝	80,000	80,000	116,000
		土日祝長時間①	144,000		
土日祝長時間②			176,400		
土日祝長時間③	248,400				
イベントホール (平土間ホール) 【全面】※	備品なし	平日	46,800	46,800	74,880
		平日長時間①	83,200		
		平日長時間②		108,160	
		平日長時間③	149,760		
		土日祝	52,000	52,000	83,200
		土日祝長時間①	93,600		
		土日祝長時間②		121,680	
	土日祝長時間③	168,480			
	備品込み	平日	54,000	54,000	79,200
		平日長時間①	96,000		
		平日長時間②		118,400	
		平日長時間③	166,400		
		土日祝	60,000	60,000	88,000
		土日祝長時間①	108,000		
土日祝長時間②			133,200		
土日祝長時間③	187,200				
イベントホール (平土間ホール) 【1のみ】※	備品なし	平日	21,300	21,300	34,000
		平日長時間①	37,850		
		平日長時間②		49,200	
		平日長時間③	68,100		
		土日祝	23,650	23,650	37,850
		土日祝長時間①	42,550		
		土日祝長時間②		55,350	
	土日祝長時間③	76,600			
	備品込み	平日	24,550	24,550	36,000
		平日長時間①	43,650		
		平日長時間②		53,850	
		平日長時間③	75,650		
		土日祝	27,300	27,300	40,000
		土日祝長時間①	49,100		
土日祝長時間②			60,550		
土日祝長時間③	85,100				
イベントホール (平土間ホール) 【2 or 3のみ】※	備品なし	平日	12,800	12,800	20,450
		平日長時間①	22,700		
		平日長時間②		29,500	
		平日長時間③	40,850		
		土日祝	14,200	14,200	22,700

イベントホール (平土間ホール) 【2 or 3 のみ】※	備品なし	土日祝長時間①	25,550		
		土日祝長時間②		33,200	
		土日祝長時間③	45,950		
	備品込み	平日	14,750	14,750	21,600
		平日長時間①	26,200		
		平日長時間②		32,300	
		平日長時間③	45,400		
		土日祝	16,400	16,400	24,000
		土日祝長時間①	29,500		
		土日祝長時間②		36,350	
土日祝長時間③	51,100				
カンファレンスホール (小ホール)	備品なし	平日	18,000	18,000	28,800
		平日長時間①	32,000		
		平日長時間②		41,600	
		平日長時間③	57,600		
		土日祝	20,000	20,000	32,000
		土日祝長時間①	36,000		
		土日祝長時間②		46,800	
	土日祝長時間③	64,800			
	備品込み	平日	27,000	27,000	39,600
		平日長時間①	48,000		
		平日長時間②		59,200	
		平日長時間③	83,200		
		土日祝	30,000	30,000	44,000
		土日祝長時間①	54,000		
土日祝長時間②			66,600		
土日祝長時間③	93,600				
コロキウム (セミナールーム)	備品なし	平日	45,360	45,360	72,576
		平日長時間①	80,640		
		平日長時間②		104,832	
		平日長時間③	145,152		
		土日祝	50,400	50,400	80,640
		土日祝長時間①	90,720		
		土日祝長時間②		117,936	
	土日祝長時間③	163,296			
	備品込み	平日	50,400	50,400	75,600
		平日長時間①	89,600		
		平日長時間②		112,000	
		平日長時間③	156,800		
		土日祝	56,000	56,000	84,000
		土日祝長時間①	100,800		
土日祝長時間②			126,000		
土日祝長時間③	176,400				
ラーニングスタジオ (アクティブラーニンググループ)	備品なし	平日	13,860	13,860	22,176
		平日長時間①	24,640		
		平日長時間②		32,032	
		平日長時間③	44,352		
		土日祝	15,400	15,400	24,640
		土日祝長時間①	27,720		
		土日祝長時間②		36,036	
	土日祝長時間③	49,896			
	備品込み	平日	20,160	20,160	30,240
		平日長時間①	35,840		
		平日長時間②		44,800	
		平日長時間③	62,720		
		土日祝	22,400	22,400	33,600
		土日祝長時間①	40,320		
土日祝長時間②			50,400		
土日祝長時間③	70,560				

- ※ 清掃費、管理経費については別途実費を申し受けます。
- ※ キャンセルポリシー、各備品使用料金、清掃費等については決定次第、ホームページおよび本料金表にてご案内いたします。
- ※ スポットライトの使用や平台の組み立て等、別途人件費が発生する場合には実費を申し受けます。
- ※ 入場料もしくはそれに類するものの金額が2,000円以上のとき、利用料金の10割を加算して申し受けます。
- ※ 平土間ホールについてはパーティション分割をしての利用が可能です。複数スペースを組み合わせる場合にはそれぞれの料金を合算した額が利用料になります。  
【平土間ホール分割区分】



**【音楽練習施設】**

(単位:円、税別)

施設	区分	施設名称	1時間当りの料金
音楽練習室	平日・土日祝共通	音楽練習室A (100名)	21,000
		音楽練習室B (50名)	10,500
		音楽練習室C・D (30名)	6,300
		音楽練習室H・I (25名)	5,250
		音楽練習室E (15名)	3,150
		音楽練習室F・G (10名)	2,100

- ※ 清掃費、管理経費については別途実費を申し受けます。
- ※ キャンセルポリシー、清掃費等については決定次第、ホームページおよび本料金表にてご案内いたします。
- ※ ( ) 内の人数については現時点の想定のため、実際の収容人数は増減の可能性がります。

**○茨木市民とは・・・**

市内に在住、在勤または在学する方、市内の事業者等をいいます。法人等についてはその所在地が茨木市内であること、法人等ではない場合は申請者が茨木市在住、在勤又は在学であることを条件といたします。